【環境農林水産部】

| No. | 用語 | 解説 |
| --- | --- | --- |
| \*1 | 持続可能な開発目標（SDGｓ） | 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成。 |
| \*2 | みどり | 周辺山系の森林、都市内の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなどを総称。 |
| \*3 | 大阪産（もん） | 大阪府域で栽培される農産物や畜産物、林産物、大阪湾で採取され府内の港に水揚げされる魚介類、大阪の特産と認められる加工食品のこと。生産者等からの申請に基づき、府が許可すると、「大阪産（もん）」のロゴマークが使用できる。 |
| \*4 | おおさかスマートエネルギーセンター | 省エネの推進や再生可能エネルギーの普及拡大を目指して、平成25年４月１日に、大阪府と大阪市が共同で設置したセンター。府民や事業者からの質問・相談にお応えし、その取組みを支援するほか、事業者、府民、公共施設等とのマッチング事業などを行う。 |
| \*5 | 温暖化防止条例 | 温暖化の防止等に取り組むため、エネルギーを多量に使う（CO2を大量に排出する）事業者に対して、温暖化対策の計画や報告の届出の義務付け等を規定した条例。 |
| \*6 | 適応 | 「緩和」が温室効果ガスの排出を抑制し温暖化を抑えるという考え方であるのに対し、温暖化の進行を前提に現実の又は将来予想される気候変動の影響に備え、その被害を回避し、又は和らげ、もしくは有益な機会を活かしていこうという考え方。 |
| \*7 | ３Ｒ | 「ごみを減らす」という意味のReduce（リデュース）、「繰り返し使う」という意味のReuse（リユース）、「資源として再利用する」という意味のRecycle（リサイクル）という英単語の頭文字の３つを取って３Ｒという。 |
| \*8 | 食品ロス | まだ食べられるのに捨てられてしまう食品 |
| \*９ | ＰＣＢ | PCBはPoly Chlorinated Biphenyl(ポリ塩化ビフェニル)の略称であり、不燃性、電気絶縁性が高いなど化学的に安定している物質で、電気機器の絶縁油や熱交換器の熱媒体等に広く使われていたが、有害であることが判明したため1972年以降は製造や新たな使用は禁止された。 |
| \*10 | 治山ダム | 山地などの崩壊を防止し、土砂の流出を制御するため、土地の形状に応じて設ける小規模なダム。 |
| \*11 | 水源かん養 | 森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。 |
| \*12 | 里山 | 都市と自然の間にあって、人が利用してきた（いる）森林。人の影響を受けた生態系が存在する。都市化された地域では重要な自然空間。 |
| \*13 | 農地中間管理事業 | 農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、農用地等の貸付を希望する出し手から農地を借受け、農業経営の規模拡大や新規参入を希望する受け手に農地を貸し付ける制度。 |
| \*14 | ハートフルアグリ | 農と福祉が連携し、障がい者雇用による農業経営の安定化に向けた支援や、障がい者の活躍機会の拡大を図る。 |
| \*15 | 認定農業者 | 田畑の拡大や機械化など5年間の経営改善計画を市町村に提出し、農業経営基盤強化促進法に基づき国に認定された個人や法人。地域農業を担う意欲的な農家を育てることが目的。府では、国の認定農業者のほかに、小規模であっても地産地消に取り組む農業者等を都市農業・農空間条例に基づき認定する大阪版認定農業者制度がある。 |
| \*16 | 大阪アグリアカデミア | 大阪農業の成長産業化に向けて、農業者の経営能力を高め、農業販売額の拡大を図るため、平成28年度からＪＡグループ大阪との共同事業で実施する「農の成長産業化推進事業」の柱である実践型農業ビジネススクール。ビジネスマインドの醸成、販売戦略や労務・雇用管理まで、トップレベルの能力を習得できる。スタートアップコース、リーダー養成の経営革新コース及び労務・雇用に特化した英英革新コースの２コースからなる。 |
| \*17 | GAP | 食品安全、環境保全、労働安全等を確保した「よい農業のやり方」のことで、農業の持続性を確保するために生産工程を管理・チェックする取組。国際水準GAPとは、JGAP、ASIAGAP、GlobalG.A.Pをさし、100項目以上の点検項目がある。 |
| \*18 | 農空間 | 農地を中心に、里山、集落、農業用水路やため池などの農業用施設等が一体となったところを総称する。農産物の生産だけでなく、洪水などの災害の発生を抑制したり、被害を軽減する防災機能、都市のヒートアイランド現象の緩和、美しい景観の形成、環境教育・福祉・雇用の場提供など、様々な公益的役割を果たしている。 |
| \*19 | 農空間保全地域制度 | 地域で話し合うことにより、地域単位の農地の利用促進に関する計画（土地利用、担い手の確保、地域活性化に関する計画等）を策定し、その実施に取り組むもの。 |
| \*20 | ハザードマップ | 万一の災害発生時に、住民が安全に避難できるようあらかじめ被害の予想区域や程度、避難場所などを示す地図。住民の生命を守る観点から“逃げる” “凌ぐ”という減災対策として基礎自治体である市町村が中心となって作成する。 |
| \*21 | 大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例 | 土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする条例。主な規制項目等は次のとおり。  ・3,000㎡以上の土砂埋立て等を行うためには許可を得なければならない。  ・事前の周辺地域の住民への説明会の開催や、災害の防止と生活環境の保全のための措置等が必要。  ・搬入土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認や排水の水質検査を義務付け。 |